

## 株式会社 分析センター ご利用規約

お客様が弊社で取り扱う各種の分析業務や法科学調査などの鑑定業務（以下、分析業務と称す）を委託される場合、下記の点につきまして、ご留意頂きますようお願い申し上げます。

### 1. 業務の委託

- (1) お客様が弊社の分析業務に関して問合せあるいは打合せをご希望される際は、弊社の Web サイト、お電話、E-mail、FAX などによりご連絡頂ければ幸いです。各種 Web 会議によるご相談にも随時ご対応させて頂いております。
- (2) 委託に際し、分析サンプル 及び 現場資料など（図面・写真など）を弊社へ送付される場合、下記の仕様項目などをご参考頂き、書面にて情報提供頂ければ幸いです。特に、試験終了後に発行致します「試験報告書」に付記すべき事項につきましては、予め明記をお願い致します。また、ご担当者様のお名刺も同封頂きますようお願い申し上げます。

#### 【仕様項目の例】

- 1) 調査件名 又は 試験名称
- 2) 分析の目的
- 3) 分析サンプル名称
- 4) サンプルの採取地点（住所、建物名など）
- 5) 分析項目
- 6) サンプル履歴（使用環境、年数、製法、材質など）
- 7) サンプルの性質<sup>注</sup>（安全性、潮解性など）
- 8) 分析位置の略図など
- 9) サンプル加工（切断など）の可否
- 10) サンプル返却の有無
- 11) 希望納期（速報 又は 正式報告書）
- 12) 注意事項
- 13) その他

お客様と弊社により分析業務検討後、委託に至らなかった場合、弊社にご提供頂いた分析サンプルや書面の秘密資料はご返却させて頂くと共に、その際に知り得た情報につきましては、秘密保持を厳守致します。ただし、分析サンプルの返却費用につきましては、お客様のご負担（着払いなど）とさせて頂きますことをご了承願います。

注) 弊社では、業務に支障をきたす劇毒物・爆発物・消防法第3類（自然発火性・禁水性物質）などの分析業務は受託しておりません。性状が不明なサンプルについてはご相談させて頂きます。

- (3) 分析サンプルなどを弊社へ持込み頂き、販売促進担当者 及び 技術担当者らと直接協議することもご対応させて頂いております。

- (4) お問合せ頂いた分析業務に関する見積書を販売促進担当者より発行致します。ご希望により、分析業務や調査鑑定に関する方法をご提案させていただきます。場合によっては企画・提案内容を書面にて発行させていただきます。
- (5) 上記の見積書などの内容にご了承いただけましたら、必ず E-mail 又は FAX などの文書にて着手許可のご指示をお願い致します。
- (6) 弊社規程により、正式受託後におきましても何らかの事情により試験目的、試験方法、分析サンプルなどが変更され、その内容が弊社にて不適切と判断される分析業務におきましては、委託に応じられない場合や分析業務を中止させて頂く場合がございますことをご了承願います。
- (7) 弊社は、自治体様ならびに法人様、各種財団などの任意団体様からの分析業務委託に応じております。個人様からのご依頼は委託に応じられませんので、ご了承願います。ただし、弁護士事務所等を通じての分析業務については、協議のうえ、ご対応させて頂いております。
- (8) 反社会的勢力からの業務依頼などは一切応じておりません。

## 2. 分析業務の秘密保持

弊社は、ご依頼内容及び分析業務などの結果につきましては、“秘密保持”を厳守させて頂いております。また、その際に知り得た情報事項もお客様以外には開示いたしません。さらに、弊社が分析業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合にも、再委託先に対して秘密厳守の義務を負わせることとし、必要に応じて秘密保持契約を締結致します。

## 3. 試験報告書と各種データに関する著作権とその帰属について

お客様より委託され弊社が受託した分析業務などに伴い撮影された動画データ・写真データなどの著作権は、著作権法上、弊社の報告責任者などに帰属します。ただし、お客様より事前に申請頂ければ、協議のうえ、それらのデータの掲載権を共有あるいは譲渡します。

また、貴社商品カタログ、ラベル、チラシなどの広告媒体に掲載利用される場合、弊社で別途定めております「分析業務結果の掲載規約」をご理解頂いたうえで弊社との掲載覚書を取り交わして頂くようお願い申し上げます。なお、お客様の作成した掲載物に起因する紛議又は経済的負担に関して、弊社は一切の責任を負いません。

## 4. 分析試験方法について

弊社は、経済産業省ならびに環境省が所管する民間試験機関であるため、委託された分析業務の基本方法は、日本産業規格（JIS）を始めとする各種の公定方法に準じて遂行するか、もしくは弊社がご提案し、お客様がご了承頂いた試験方法に応じて遂行致します。別途ご指定方法がある場合、ご依頼時に受付担当者及び担当技術部と協議させて頂き、妥当性・適切性・有効性などを検討のうえ、実施させていただきます。

## 5. 分析サンプルの取り扱いなどについて

- (1) 分析サンプルは原則として無償でご提供頂きます。その他、比較サンプルなどを弊社にて購入する必要があるサンプルにつきましては、別途購入費用を実費精算させていただきます。
- (2) 劇毒物・爆薬類、感染の危険を有する弊社の所定の受入基準を逸脱すると判断されたサンプルなどの分析業務については、受託致しておりませんので、予め、お申し出願います。お申し出なくし

て、これらの分析業務により人的もしくは物的被害が生じた場合には、損害賠償請求させて頂く場合がございます。

(3) 分析サンプルの調製 及び 加工に関しては、お客様と協議のうえで実施させて頂きます。分析サンプルの性状などに注意事項などがある場合は、予めご指示ください。

(4) 分析サンプルの残余は、原則としてご返却させて頂いております。

(5) 分析サンプルの残余のご返却が不要の場合は、予めお申し出ください。弊社にて廃棄処分する場合、その際の費用、廃棄処分対応の可否については、受託時にご相談させて頂きます（サンプル性状が不明な場合 特に、有害物質 又は 石綿を含有するサンプルを廃棄処分する場合 なお、廃棄処分記録の情報開示はできません）。また弊社にて保管する場合、分析業務終了後、一定期間<sup>\*1</sup>保管した後に廃棄させて頂きます。

## 6. 分析業務の変更・中止

(1) 分析業務受付後の変更・中止につきましては、その旨を文書にてご連絡ください。なお、それまでに発生した費用につきましては実費で精算させて頂きます。

(2) ご提供頂いた分析サンプルの量（状態など）によっては、ご依頼内容の全ての分析項目のうち、一部分分析不可となる項目が生じる場合がございます。予め、そうした分析業務であると予想される場合は、販売促進担当者もしくは技術担当者からご連絡させて頂きますので、分析項目の優先順位などについて協議頂きますよう、お願い致します。

その場合、分析が終了した項目で報告書を発行し、実費で精算させて頂きます。

## 7. 分析業務の結果連絡と納期について

(1) 分析業務の結果は、事前にお打合せさせて頂きました決済期日のご入金確認をもって、E-mail 又は FAX にて主要点を記した速報版にてご案内させて頂きます。正式な報告書につきましては、その後、発行させて頂きます。

(2) 分析業務の状況により納期が遅れる場合がございますが、その際には、速やかにご連絡させて頂き、再度期日を決めさせて頂きます。

(3) 各種の事故原因調査、環境コンサル調査、共同研究開発、アセスメント業務など、調査期間が長いご依頼案件につきましては、進捗状況を確認しながら納期を定める場合がございます。その場合は、協議のうえ、作業計画書などを作成致します。

## 8. 報告書の発行 及び 期限などについて

(1) 弊社にて納品する報告書は電子媒体（PDFファイル）にて発行致します。また、各官公庁の指定様式やお客様のご要望による報告書（計量証明書など）においては紙媒体にて発行することもございます。詳細は販売促進担当者までお問合せ願います。

(2) 報告後の再発行、追加発行は原則として報告書の発行日より1年以内に限り、有償にて発行致します。ただし、ご依頼内容によってはお断りする場合がございますので、ご了承ください。

(3) 報告書は原則、電子媒体はご依頼者様にのみメール送信、紙媒体は郵送のいずれかと致します。

## 9. 分析業務料金などについて

(1) 弊社の料金体系は、サンプルの加工費（切断、粉碎、研磨など）、分析前処理費（溶解、単離、

抽出など)、測定分析費、解析費、現場作業費(サンプリング料)、技術者派遣費、出張業務費、交通費、報告書作成費などにより構成され、それらの算出は弊社の料金表に基づきます。

なお、別途、立会分析をご希望される場合、協議のうえ、立会分析費を申し受けます。

(2) 次の場合には割引制度あるいは割増制度を適用させていただきます。

#### <割引制度>

以下のご依頼内容につきましては、割引制度が適用される場合があります。

- 1) サンプルが10サンプル以上などで分析作業の効率化が図られる多検体同時分析などの場合。
- 2) 空気環境測定、作業環境測定、ボイラ排ガス分析、環境大気分析などにおいて測定位置や項目が複数となり、作業効率の向上が望める場合。
- 3) 同一機器を用いての追加分析、追加視野撮影を行う場合。
- 4) 年間契約調査など、試験実施計画が立案できる場合。

#### <割増制度>

以下のご依頼内容につきましては、割増制度を適用させていただきます。

- 1) サンプル調製、処理、分析方法の検討など、特別な処理が必要な場合。
- 2) 主成分に関する精密分析(純度分析)あるいは超微量元素を定量分析する場合。
- 3) 立会い分析を実施する場合。
- 4) 紙媒体報告書を発行する場合。
- 5) 報告書を英訳して発行する場合。
- 6) 現場野帳、試験バックデータ及び精度管理データなど(電子版含む)を必要とする場合。
- 7) 特急処理の場合  
例) 一般的なルーティン分析業務での納期8営業日<sup>※2</sup>速報を基本とした場合  
納期3営業日速報の場合は10割増、納期5営業日速報の場合は5割増。
- 8) 土・日・祭日を含む作業が発生する場合。
- 9) サンプル返却などで宅配便を利用する場合(送料として)。

(3) 分析業務料金は、原則として前金制ですので受託時にお支払い頂きます。

または、弊社より前請求させて頂き、ご指定日までにご入金頂きます。

#### 10. 報告書などに関する経済的負担の免責

電子媒体・紙媒体を問わず、報告書及び試験データに起因する紛議又は経済的負担に関して弊社は一切の責任を負いません。

本規約に定めのない事項及び本規約の事項に関して疑義が生じた場合、お客様と弊社双方は、誠意を持って協議のうえ、解決に当たるものとします。なお、本規約は、弊社の分析業務内容の変更及び本規約の目的に違わず合理的必要性に基づいて改定する場合がありますことをご了承願います。

※1 「弊社で定める期間」とは分析サンプルの性状により異なり、性状が変質しない分析サンプルで最長1年です。

※2 「営業日」とは弊社の営業日です。

以 上